

京 都 大 学 文 学 部 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第3 修学</p> <p>第4条 (略)</p> <p>第5条 学部科目及び全学共通科目の単位数、配当及び授業時間数は、別に定めるところによる。</p> <p>(中 略)</p> <p>第5 学士の学位授与</p> <p>第13条 4年以上在学し、学部の定めるところにより、<u>156</u>単位以上を修得した者は、学士試験に合格した者とし、通則第54条に定める学士の学位を授与する。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>第3 修学</p> <p>第4条 } 第5条 } (同 左)</p> <p><u>第5条の2 1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限に関する事項は、別に定める。</u></p> <p>第5 学士の学位授与</p> <p>第13条 4年以上在学し、学部の定めるところにより、<u>144</u>単位以上を修得した者は、学士試験に合格した者とし、通則第54条に定める学士の学位を授与する。</p> <p>2～4 (同 左)</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の第13条第1項の規定は、この規程施行の日以後に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。</p>